

まちの元気と笑顔を発信

広報

おんが

ONGA TOWN Public Relations

お知らせ版

2014
1.25
No.1051

新しいマーク 遠賀町の



遠賀町では、平成26年4月に町制施行50周年を迎えるにあたり、虫生津在住の画家 さかいみるさんに新しいシンボルマークの制作をお願いしました。さかいさんはかわいいキャラクターときれいな色使いで企業のキャラクターやイラストなどを数多く手掛けています。

新シンボルマークは、町制施行30周年のシンボルマークの考え方をもとに、遠賀川の流れをハート型にアレンジし、太陽とスイセンは明るく親しみやすい笑顔のデザインになりました。

このマークは、「町制施行50周年用シンボルマーク」として、またその後も「遠賀町シンボルマーク」として活用していきます。

●問い合わせ 企画調整係

町民税・所得税の申告

遠賀町では、次の日程で町民税、所得税の申告・相談受付を行います。

●とき 2月17日(月)～3月17日(月)

「受付」午前9時～11時30分、午後1時～4時

●ところ 遠賀町役場2階大会議室

※駐車場は庁舎北側(図書館南側)をご利用ください。

町民税の申告が必要な人

■平成26年1月1日現在、遠賀町内に住み、次のいずれかに該当する人

- ①個人で事業を営んでいる人
- ②アルバイトや臨時雇用、平成25年中に退職したなどで、年末調整が済んでいない人

③給与所得者で、平成25年中に地代や家賃収入、配当金など給与以外の所得がある人

※給与以外の所得が20万円以下の場合も申告が必要です。

④年金収入があり、扶養控除や社会保険料控除などを受ける人

⑤個人年金や生命保険の満期保険金などを受け取った人

※すでに平成25年分の所得税の確定(還付)申告をした人は、町民税の申告をする必要はありません。

申告に必要なもの

■給与や年金などがある人は、源泉徴収票

■医療費控除を受ける人は、医療費の領収書、保険などで補てんされた金額の明細書

※事前に役場税務課に準備している医療費の明細書に、個人ごと・病院ごとの支払金額と生命保険などから補てんされた金額などを記入してください。

■生命保険料や地震保険料、国民年金保険料などの控除証明書

■住宅借入金等特別控除を受ける人は、住民票の写し、住宅取得資金などの借入金の年末残高等証明書、家屋登記の全部事項証明書、売買契約書または請負契約書の写し、認定長期優良住宅の場合は、認定通知書や住宅用家屋証明書

※土地の購入に係るローンの控除をあわせて受ける場合は、土地の登記の全部事項証明書、分譲に係る契約書の写しが必要です。

■印鑑(認印で可)

■還付金振込先の金融機関名・支店名・口座番号(申告者本人名義)

日程は地区で区分しています

とき	対象者・対象地区
2月	17日 月 指定日に来ることができない島門小学校区の人
	18日 火 指定日に来ることができない広渡小学校区の人
	19日 水 指定日に来ることができない浅木小学校区の人
	20日 木 東和苑
	21日 金 田園北、旧停
	24日 月 今古賀 自営業者
	25日 火 若松、尾崎 自営業者
	26日 水 遠賀川、道官 譲渡所得者
	27日 木 松の本(名字がア行からタ行までの人)
28日 金 松の本(名字がナ行以降の人)	
3月	3日 月 木守 自営業者
	4日 火 島津、鬼津 自営業者
	5日 水 広渡、中央 自営業者
	6日 木 浅木、老良 自営業者
	7日 金 上別府 譲渡所得者
	10日 月 別府(名字がア行からハ行までの人)
	11日 火 別府(名字がマ行以降の人)、千代丸
	12日 水 新町、芙蓉
	13日 木 虫生津、緑ヶ丘、若葉台
14日 金 田園南	
17日 月 指定日に来ることができなかった人	

次に該当する人は、申告日に注意してください。

▽譲渡所得(土地・建物・株などの譲渡所得がある人)

2月26日(水)、3月7日(金)の2日間のみ

※指定日に来られない人は若松税務署で申告してください。

▽自営業者(不動産所得や自営業などの収支申告者)

2月24日(月)、25日(火)、3月3日(月)、4日(火)、

3月5日(水)、6日(木)の6日間

※農業所得がある人は、対象地区の日に申告してください。

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険に加入している皆さんへ

平成25年中に収入がない場合や、税金の対象にならない「遺族年金」「障害年金」などの収入のみの場合でも、国民健康保険などの加入者は申告が必要です。申告がない場合は、保険料軽減の対象になりませんので、必ず申告手続きをしてください。

所得税の申告が必要な人

■平成25年中に事業所得、不動産所得、譲渡所得などがあり、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える人

※税務署から申告書が郵送された人は、必ずその申告書を持ってきてください。



■給与所得者で次のいずれかに該当する人

- ①給与の年収が2000万円を超える人
- ②2か所以上から給与の支払いを受けている人
- ③給与所得や退職所得以外の所得(年金・家賃など)が20万円を超える人

所得控除のいろいろ

◆配偶者控除・扶養控除

被扶養者の平成25年中の合計所得金額が38万円以下(給与所得者の場合は、収入金額が103万円以下)の場合に控除を受けることができます。なお、税制改正により平成23年分から16歳未満の扶養控除は廃止されています。

◆社会保険料控除

平成25年中に納めた国民健康保険税や国民年金保険料などが対象になります。

国民年金保険料を納めた人には、日本年金機構から「国民年金保険料等の控除証明書」が11月初旬に郵送されていますので、必ずその控除証明書を持ってきてください。

◆障害者控除

※平成25年10月以降に初めて国民年金保険料を納めた人は、2月初旬に控除証明書が送付される予定です。

障害者手帳を持っている人は、控除の対象になります。また、介護保険の要介護認定を受け、主治医の意見書で日常生活自立度(寝たきり度)がBおよびCランクに該当している65歳以上の人も対象になります。控除を受けるには、福祉課で発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。

◆おむつ代の医療費控除

医師の発行する「おむつ使用証明書」があれば、寝たきり状態の人などのおむつ代が医療費控除の対象になります。

なお、控除が2回目以降の人は、福祉課で発行する「主治医意見書の内容を確認した証明書」で代用することができます。

◆復興特別所得税のお知らせ

平成25年から平成49年までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源確保のために、所得税とあわせて復興特別所得税の申告・納付が必要です。復興特別所得税の額は、各年分の基準所得税額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率をかけて計算した金額です。

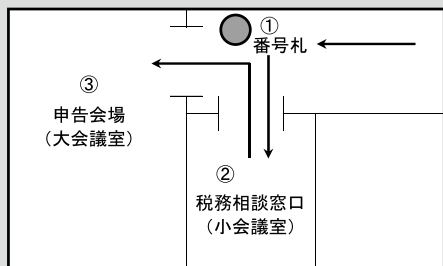
税務相談窓口を開設します

スムーズに申告ができるように、税務相談窓口で医療費の明細書や収支内訳書などの確認を行っています。

●ところ 遠賀町役場2階小会議室

【次の順で進んでください】

- ①受付順の番号札を取る
- ②税務相談窓口に行き点検を受ける
- ③大会議室で申告する



役場以外でも確定申告ができます 若松税務署の所得税、消費税などの 確定申告相談

申告・相談は次の2か所でも受け付けています。

●とき・ところ

▽2月7日(金)～3月31日(月) (土日・祝日を除く)

[受付]午前9時～午後4時

若松税務署(若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎2階)

※駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

▽2月23日(日)、3月2日(日)※休日対応

[受付]午前9時～午後3時30分

A I M(アジア太平洋インポートマート)ビル3階

(小倉北区浅野3丁目8番1号)

●申告書の提出期限

▽所得税・贈与税 3月17日(月)

▽個人事業者消費税 3月31日(月)

●問い合わせ 若松税務署 ☎093(761)2536



●問い合わせ

▽町民税に関すること

課税係

▽障害者控除対象者認定書・主治医意見書の内容を確認した証明書に関すること

高年齢者支援係

▽国民年金保険料に関すること

八幡年金事務所

▽所得税に関すること

若松税務署(自動音声案内)

☎093(631)7966

☎093(761)2536

2014.1.25

Public News

くらしの情報

■遠賀町役場

☎ 093 (293) 1234

FAX 093 (293) 0806

■駅前サービスセンター

☎ 093 (293) 8233

FAX 093 (293) 8234

■遠賀町中央公民館

☎ 093 (293) 1355

FAX 093 (293) 5533

■遠賀コミュニティセンター

☎ 093 (293) 6525

FAX 093 (293) 7057

■遠賀体育センター

☎ 093 (293) 5434

■遠賀町立図書館

☎ 093 (293) 9090

FAX 093 (293) 9091

■ふれあいの里センター

☎ 093 (293) 2030

FAX 093 (293) 8506

■遠賀町消費生活相談窓口

☎ 093 (293) 7783

遠賀町ホームページ

<http://www.town.ongalg.jp/>

健康・子育て

わんぱく教室 〜鬼さんとおともだち〜

●とき 2月4日(火)
午前10時〜11時30分

〔受付〕午前9時30分〜10時

●対象 町内に在住の生後4
か月から就学前までの乳幼児
と保護者

●ところ 遠賀コミュニティー
センター

●内容 新聞紙を使って節分
の豆まき

●費用 無料

●持ってくるもの
お茶、お
しぼり、新
聞紙、クレ
ヨン、色ガ
ムテープ

●問い合わせ 健康対策係



4か月児健康診査

子どもの健やかな成長を定期
的に確認しましょう。離乳食の
指導もあります。

●とき 2月20日(木)

〔受付〕

前半…午後1時〜1時10分

後半…午後1時40分〜1時50分

●対象 平成25年9月1日か
ら10月31日までに生まれた乳児

●ところ 遠賀コミュニティー
センター

●内容 医師の診察、身体計測、
保健師・栄養士の健康相談、
離乳食集団指導、お母さんの
歯科健診

●費用 無料

●持ってくるもの 母子健康手帳
健康診査票、アンケート、バ
スタオル、お母さんの歯の健
診票

●問い合わせ 健康対策係

のびのびクッキング (幼児食教室)

好き嫌いや、少食など、悩み
の多い幼児期の食事について、
栄養士さんのお話や試食しなが
らの座談会で少しでも解決しま
せんか。また、参加者同士、お
友達になりましょう。

●とき 2月21日(金)

〔受付〕午前9時30分〜10時

●ところ 遠賀町中央公民館

●対象 1歳から就学前まで
の幼児と保護者

●定員 先着12組

※今年度初めて参加する人を優
先します。

●内容 栄養士の講話、幼児
食の調理実習、食事しながら
の座談会

※託児もあります。

●持ってくるもの エプロン、三
角巾、上履き(スリッパなど)、
子ども用のスプーン・はし・お

茶・着替え、バスタオルなど

●費用 200円

●申込期限 2月10日(月)

●申し込み・問い合わせ
健康対策

プレママ(妊婦)教室

〜ママ同士お友達になりましょう〜

●とき 2月7日(金)

午後1時30分〜3時30分

〔受付〕午後1時20分〜1時30分

●ところ 遠賀町中央公民館

●内容 楽しく出産
を迎えるため
の話、ストレッ
チ、出産のイ
メージリー、
アロマテラ
ピーでリラククス、保健師・
助産師による相談

●費用 無料

●持ってくるもの 母子健康手帳

●問い合わせ 健康対策係



遠賀町で売家を探しています

家を売りたい方、不動産売買なら吉田住建におまかせ下さい (*^_^*)

岡垣にて開業38年 当社では地元岡垣・遠賀を中心に遠賀郡一帯で売却物件を募集しています。
スタッフ全員が宅建主任者(国家資格)、安心の地元の不動産屋です。どうぞお気軽にご相談下さい。

ご相談 査定 は 無料 です

不動産 吉田住建
リフォーム

二級建築士も2名在籍しております。
小さな工事からリフォームまでおまかせ下さい。

岡垣町海老津駅前12-8 ☎283-2042
★ホームページ★ <http://yoshida-jyuuken.com>

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

有料広告欄

pickup

がにはみ 蟹喰池クリーン作戦

尾崎区の蟹喰池は絶滅危惧種「オニバス」の自生地、池の中にはメダカやヨシノボリなど従来の生き物も生息しています。秋から冬にかけては生育環境改善のため、池の水抜き(池干し)を行っています。普段入れない、ため池の中に入り、豊かな生態系と里地の保全・再生のため、一緒に清掃活動をしませんか。

なお、池の周辺に駐車できるスペースはありませんので、役場からマイクロバスで送迎します。

●とき 2月15日(土) 午後2時～(1時間程度)

[受付]午後1時30分～45分

※雨天の場合は中止です。

●集合場所 遠賀町役場玄関前

※直接現地に行く人は、徒歩でお越しください。

●申込期限 2月10日(月)

●持ってくるもの ゴム手袋、長靴、胴長(持っている人のみ)、
不用なレジ袋(3枚程度)

●申し込み・問い合わせ 社会教育係

イベント

遠賀町自主防災連絡会主催 防災講演会

伊永勉さん(エクスプレス災害研究所所長)を講師に迎え、「あなたのまちは災害を迎え撃てますか? 自助と共助は生命を救う」と題して、防災に関する基礎知識や、自主防災活動の先進事例についての講演会を開催します。

●とき 2月15日(土)

午前10時

●ところ 遠賀町中央公民館

●費用 無料

●問い合わせ 庶務係

試験・募集

平成26年度 予備自衛官補・ 幹部候補生の募集

申込方法など詳しい内容はお問い合わせください。

【予備自衛官補】

●対象 18歳以上34歳未満の人

●申込期限 4月2日(水)

【幹部候補生】

●対象 22歳以上26歳未満の人

●申込期間 2月1日(土)～4月5日(土)

●問い合わせ 自衛隊福岡地方

協力本部若屋地域事務所
☎093(223)0981

エクセル操作のレベルアップ エクセル中級講座(昼間)

●とき 3月1日から29日までの毎週土曜日(全5回)

午前9時30分～午後0時30分

●ところ 遠賀町中央公民館

●対象 町内に在住・在勤の18歳以上の人

●内容 関数の利用、データベース、グラフの作成など

●定員 18人

※申込者多数の場合は抽選となります。

●費用 2000円(テキスト代含む)

●申込期限 2月12日(水)

●持ってくるもの 筆記用具など

●申し込み・問い合わせ スポーツ文化係

相談

母子・父子家庭の支援・相談

【母子・父子家庭の就労支援】

町内に在住の母子・父子家庭(いずれも児童扶養手当受給者)を対象に、ハローワークと連携して就業支援を実施しています。

申し込み後、遠賀町役場、またはクローバープラザで出張相談を行います。

●とき・ところ

▽月～金：午前9時～午後5時

遠賀町役場

▽日曜日：午前9時～午後4時

クローバープラザ(春日市原町)

※土曜日の出張相談はありません。

【養育費の電話相談】

母子・父子家庭または離婚協議中の人を対象に養育費に関する電話相談を実施しています。

●とき 午前9時～午後4時

※土日・祝日を除きます。

●費用 無料

【共通事項】

●申し込み・問い合わせ

福岡県母子家庭等就業・自立支援センター(飯塚プランチ)

☎0948(21)0390

お知らせアラカルト

遠賀中間医師会と災害時の協定を締結しました

町内で地震や風水害などの災害が発生した場合に、医療救護チームの派遣などに関する協定を12月16日に遠賀中間医師会と締結しました。

この協定の締結によって、災害時により円滑な医療救護活動が行えるようになりました。

今後も安心・安全なまちづくりのため、多様な災害対策を進めていきます。

●問い合わせ 庶務係

お家のリフォームは当社へご相談下さい!

- ・サッシ、ガラス取替
- ・アミド張替・戸車取替
- ・内窓(インプラス)
- ・風呂・流し・トイレリフォーム
- ・カーポート・フェンス門扉取付
- ・物置・バイク保管庫など



(有)江頭トヨ一住器

遠賀町別府 4141 番地
TEL: 293-1620

暮らしの中の様々な相談をお受けします。

行政書士 中小企業診断士 ファイナンシャル・プランナー

小川浩三事務所

遠賀町浅木382-4
☎093-293-5322

遺言書の作成
相続手続き
官公署許認可の取得
経営体質の改善
家計・各種保険の見直し

内容証明郵便の代理作成
成年後見手続き
契約書・示談書・公正証書の作成
経営上の諸問題
ライフプラン作成、手持ち資産の活用

有料広告欄

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

pickup

家具などの 再生品展示販売

中間・遠賀リサイクルプラザでは、ごみの分別収集によるごみの減量化、再資源化を行っています。

その一環として、ごみとして出された家具類などを再生し、展示販売を実施します。なお、購入品の配達はしませんので、各自で搬出をお願いします。

●**ところ** 中間・遠賀リサイクルプラザ(中間市大字垣生)

●**対象** 中間市・遠賀郡在住の人

●**内容** タンス・食器棚・テーブルなど約100点

●**申込方法** 中間・遠賀リサイクルプラザに用意している申込用紙でお申し込みください。

●**申込期間**

▽2月24日(月)～3月1日(土)

午前9時～午後4時30分

▽3月2日(日)午前9時～11時30分

●**抽選日** 3月2日(日)申込終了後

※抽選は複数の申し込みがあったもののみ行い、当選者には、はがきでお知らせします。

●**搬出期間** 抽選終了後～3月8日(土)正午

●**問い合わせ** 中間・遠賀リサイクルプラザ

☎093(245)5374



福岡県マスコットキャラクター「エコトン」

年に一度は 健康診査を受けましょう

福岡県後期高齢者医療制度の被保険者を対象に生活習慣病の予防や早期発見・治療を目的に健康診査を実施しています。

平成25年度の受診期限は3月31日です。まだ受診していない人は、実施医療機関などで予約のうえ、受診してください。

●**申込・受診期限** 3月31日(月)

●**ところ** 実施医療機関

●**費用** 500円(受診料)

●**申込方法** 実施医療機関に予約して受診してください。

●**持ってくるもの** 後期高齢者医療制度被保険者証(保険証)、福岡県後期高齢者医療広域連合が郵送した受診票

●**申し込み・問い合わせ**
福岡県後期高齢者医療広域連合
お問い合わせセンター
☎092(651)3111

都市計画原案の 事前閲覧と公聴会

遠賀町が定める都市計画について、原案の事前閲覧および公聴会を行います。

【事前閲覧】

●**対象** 遠賀都市計画道路の變更(町決定)3・4・3号重広線

●**閲覧期間** 1月27日(月)～2月10日(月)

午前8時30分～午後5時15分

※土・日曜日を除きます。

●**閲覧場所** まちづくり課窓口

【公聴会】

公述希望者がいない場合は開

催しません。

●**とき** 2月17日(月)
午後1時30分～3時30分

●**ところ** 遠賀町役場

●**申込期限** 2月10日(月)

●**申し込み・問い合わせ**

都市計画係

国民年金保険料の 2年前納制度が始まります

4月末の口座振替分から、割引額の大きな2年前納制度が利用できるようになります。

【2年前納のメリット】

▽2年間で1万4000円程度の割引

▽2年前納分の全額がその年の社会保険料控除の対象

▽口座振替なので、納め忘れを防ぐことができる

●**申込期限** 2月28日(金)

※毎年2月末が申込期限です。

●**問い合わせ** 八幡年金事務所

☎093(637)7966

カーボン製ナックルフォアを 5艇購入しました

遠賀町では、毎年5月に開催される「おながレガッタ」を始めとするボート事業の振興を目的に「スポーツ振興くじ助成金」を活用し、カーボン製ナックルフォアを5艇購入しました。

軽量で使いやすいので、多くの皆さんに利用していただき、ボートがより身近なスポーツとなるよう取り組んでいきます。



●**問い合わせ** スポーツ文化係

ひとのうごき

世帯数

7,903 (-13)

人口

19,629 (-23)

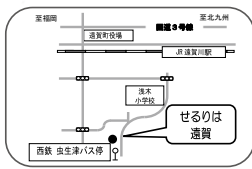
●男	9,357	●女	10,272
●転入	50	●転出	74
●出生	17	●死亡	16

平成25年12月末現在()は前月比

デイサービス せりいは遠賀

平成26年1月5日(日) オープンしました

ぜひ一度
見学に
いらしてください



〒811-4321 遠賀町 虫生津 302 番地
お気軽にお問い合わせください ☎093-291-2200

英会話

☆こどもから24ヶ月生申込受付中☆

ベビー・キッズから大人ベテランまで！
使える英語を知的に楽しく学べる英会話教室。

●JR遠賀川駅ロータリー内●

英会話マーフィスクール

☎093-293-3934

www.murphyschool.com



有料広告欄

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

遠賀町ふれあいの里

2月の催し物

●申し込み・問い合わせ
ふれあいの里センター
※毎週月曜日は休館日です。

芸能訪問

舞踊や歌謡ステージでお楽しみください。

●とき 2月25日(火)

午前10時50分～11時50分

出演

▽みさき会

▽英流聖洋会

▽翠秀流雅の会

▽あじさいカラオケ教室

一井久美子・洲上香先生のリズム体操教室

高齢者も気軽に参加できる体操教室です。運動のできる服装で来てください。

●とき

▽2月6日(木)・13日(木)

午前10時30分～11時30分

▽2月18日(火)・25日(火)

午後1時30分～2時30分

※各イベントなどの参加や観覧は無料ですが、入館料が必要です。

エントランスギャラリーの展示

●内容 芙蓉の会

さげもん・ちりめん細工展示

●展示期間 2月16日(日)～3月12日(水)

ふれあい館 日曜教室

そば教室(めん工房)

手打ちそばづくりを体験して、おいしいそばを味わいませんか。



●とき 2月16日(日)

午前10時～正午

●定員 先着8人

●費用 2000円

●申込期限 2月9日(日)

パン教室(パン工房)

パンづくりを体験してみませんか。食卓に焼きたてパンを並べましょう。



●とき 2月23日(日)

午前10時～午後1時

●内容 グリッシーニ、ココアブレッド

●定員 先着10人

●費用 1500円

●申込期限 2月14日(金)

※高校生以上であれば、遠賀町外の人も参加できます。

おんがの皆さん こんにちは



from ALT
Jatin Patel

皆さんこんにちは。よいお正月が過ぎましたか。私は家族と、とても良いお正月が過ごせました。さて、今回はこの時期インドで行われる大きなお祭りを紹介します。みなさんガンジス川はご存知ですか。ガンジス川はヒンドゥー教徒にとって、とても神聖な川です。その川で体を洗えば、小さな罪も洗い流されると信じられています。また12年に1度、「Kumbh Mela」というお祭りがあります。そのお祭りには信じられないほどの人が集まり、その数およそ3000万人と言われています。膨大な人がガンジス川の川辺に集い、それぞれ体を清めます。私は行ったことがありませんが、想像するのも難しいくらい多くの人が来るようです。日本でも時折、テレビで祭りの様子が放映されています。興味のある人は調べてみてくださいね。



沐浴の様子

●問い合わせ

学校教育係

みんなで築こう 人権の世紀

差別や人権侵害をなくすためには、どのようにしたら良いのでしょうか。「差別される人の努力が足りない」「差別されても仕方がない」などの無責任な声を聞くことがあります。

女性差別、高齢者差別、障がい者差別、同和問題、子どもの人権侵害など、差別される本人にどのような努力を求めているのでしょうか。

高齢者や子どもへの人権侵害は誰もが直面しうる問題です。また、不慮の事故や病気によって障がいを持つこともあります。生まれる場所や性別などは、本人が努力すれば変えられるというものではありません。

差別や人権侵害は、差別を受ける人の問題でなく、差別する人の偏見や思いこみ、誤った知識により起こるのです。

誰もが差別や人権侵害を受けず安心した生活を送るためには、人権教育・啓発などを通して、誰もが正しい知識を取得し、人権尊重の意識を育んでいくことが重要です。差別する人にならないためにも、私たちは人権について関心を持ち続けることが大切なのです。自分や家族のためにも。

●問い合わせ

協働・人権推進係

集 募 告 白

「広報おんが」に、事業所や会社、お店などのPR 広告を掲載しませんか。(先着順)

●1区画 半一段(たて50mm×よこ90mm)

●費用 5,000円×掲載回数(最低2回以上)

※掲載回数によって割引があります。

●申込期限 掲載希望月の発行日から40日前

●申し込み・問い合わせ 情報推進係



集 募 告 白

遠賀町のホームページに、事業所や会社、お店などのバナー広告を掲載しませんか。

●バナーの規格 たて60ピクセル×よこ120ピクセル

●費用 5,000円/月(最長12か月)

※掲載期間によって割引があります。

●申込期限 掲載希望月の前月の5日まで

●申し込み・問い合わせ 情報推進係



有料広告欄

※有料広告の内容は、直接広告主にお問い合わせください。

平成25年
1月
23日生

丹生
久登 ちゃん
(古賀)



我が家の三男坊!!
これからも元気に大きくなあれ!!

平成24年
1月
21日生

林
未玖 ちゃん
(広渡)



いつも、げんきなみく♡これからも、にいにいとねえねえと仲良くあそぼうね♪

平成25年
1月
14日生

豊田
結菜 ちゃん
(別府)



お誕生日おめでとう♡結菜の笑顔が見れる事が、お父さん・お母さんの幸せです。生まれてくれてありがとう♪

平成23年
1月
10日生

山本
遥香 ちゃん
(木守)



お誕生日おめでとう!!
3歳だね♪これからも明るく元気な子でいてね♡

「光の賛歌 印象派展」 福岡市博物館へ行こう

バスに乗って絵画鑑賞に行きませんか。現地では自由行動となりますので、博物館や観光をのんびりとお楽しみください。

●とき 2月20日(木) 午前9時～午後3時40分

【行程(予定)】

※参加人数などにより時間や内容が変更になる場合があります。

午前9時	遠賀町役場集合・出発
午前10時10分	福岡市博物館到着(福岡市早良区百道浜)
	博物館見学
	百道浜周辺自由行動
午後2時30分	福岡市博物館出発
午後3時40分	遠賀町役場到着・解散

●対象 町内に在住の人

●展示内容 光の賛歌 印象派展

●定員 25人

※申込者多数の場合は抽選となります

●費用 観覧料、交通費込みの金額です。

▽一般 1700円
▽高校生・大学生 1300円
▽小・中学生 900円

※昼食は各自で負担となります。

●申込期限 2月6日(木)

●申し込み・問い合わせ 社会教育係

平成25年
1月
28日生

坂本
潮音 ちゃん
(鬼建)



お誕生日おめでとう♡やんちゃで食いしん坊の潮音くん。保育園では泣き虫だけど、早く元気いっぱいでお友達と遊ぼうね♪

平成24年
1月
28日生

小西
柊真 ちゃん
(鬼建)



2歳のお誕生日おめでとう♡今年も、笑顔いっぱいの1年にしようね★

掲載を希望する人は、広報発行日の1か月前までに、まちづくり課(広報担当)にお申し込みください。★★★★★

落語で楽しく考えよう! 男性にとつての男女共同 参画講座

「男女共同参画」とは、女性だけのものではなく、男性にとつても大切なものです。

落語を通して楽しく考えてみませんか。無料の託児もあります。

●とき 2月9日(日)

午前10時30分～11時45分

●ところ 遠賀町中央公民館

●対象 誰でも可

●講師 川崎亭好調さん(小学校教員)

●費用 無料

●託児申込期限 2月3日(月)

●託児申込・問い合わせ 協働・人権推進係

遠賀郡消防本部から 現住所への変更のお願い

遠賀郡消防本部では、安全・確実・迅速な消防を実現するため、高機能指令センターを運用しています。これにより、通報した電話から住所情報を取得し、コンピュータ上の地図に表示しています。

しかし、住居表示の見直しや町内で転居をした場合など、現住所と電話帳や契約電話会社に登録されている住所が異なる場合があります。旧住所で登録されている電話から119番通報した場合、取得した住所が現在は存在しないため、誤った場所が表示され、正しい災害場所の特定に時間がかかってしまいます。

正しい災害場所へいち早く救急車や消防車を出動させるため、契約電話会社などへの登録住所の変更手続きをお願いします。

なお、契約電話会社などに登録してある住所の確認は、電話料金の請求書や電話帳をご確認ください。

●問い合わせ 遠賀郡消防本部警防課
☎093(293)1231

編集後記

表紙でお知らせしましたように、町制施行50周年を記念した町のシンボルマークが決定しました。皆さんに親しんでもらえるよう、平成26年は広報おんがやイベントなどいたるところで見かけるかと思っておりますので、よろしくお願ひします。また、このシンボルマークは町民や町内の事業者は誰でも使用することができます。使用に関する詳しい内容については企画調整係にお問い合わせください。

(立)

この広報紙は環境などに配慮し、再生紙を使用しています。